

第443回（定例）福崎町議会会議録

平成24年3月8日（木）  
午前9時30分 開 会

1. 平成24年3月8日、第443回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 15名

1番	北山孝彦	9番	宮内富夫
2番	牛尾雅一	10番	釜坂道弘
3番	石野光市	11番	東森修一
4番	小林博	12番	富田昭市
5番	志水正幸	13番	城谷英之
6番	福永繁一	14番	吉識定和
7番	前川裕量		
8番	難波靖通	16番	松岡秀人

1. 欠席議員 1名

15番 高井國年

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 中塚保彦 主 査 吉識功二

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋田正義	副 町 長	橋本省三
教 育 長	高寄十郎	技 監	中島勉
会 計 管 理 者	牛尾敏博	総 務 課 長	尾崎吉晴
企 画 財 政 課 長	近藤博之	税 務 課 長	山口省五
住 民 生 活 課 長	松岡英二	健 康 福 祉 課 長	高松伸一
ま ち づ く り 課 長	志水利雄	産 業 課 長	井上茂樹
下 水 道 課 長	山本欽也	水 道 課 長	長澤茂弘
社 会 教 育 課 長	山下健介	学 校 教 育 課 長	後藤守芳

1. 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名  
第 2 会期の決定  
第 3 諸報告  
第 4 議案の上程・提案説明

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諸報告  
日程第 4 議案の上程・提案説明

1. 議案件名

報告第 1号 議会の委任による専決処分の報告について

- 報告第 2 号 議会の委任による専決処分の報告について
- 報告第 3 号 議会の委任による専決処分の報告について
- 議案第 1 号 兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 議案第 2 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合理約の一部変更について
- 議案第 3 号 福崎町町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 号 外国人登録法を廃止する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議案第 5 号 福崎町福祉医療費助成条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 6 号 福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 号 福崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 号 福崎町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 号 福崎町公共下水道区域外流入受益者分担金条例の一部を改正する条例について
- 議案第 10 号 福崎町水道事業及び福崎町工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 11 号 平成 23 年度福崎町一般会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 12 号 平成 23 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 13 号 平成 23 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 14 号 平成 23 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 15 号 平成 23 年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 16 号 平成 23 年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 17 号 平成 23 年度福崎町水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 18 号 平成 23 年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 19 号 平成 24 年度福崎町一般会計予算について
- 議案第 20 号 平成 24 年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第 21 号 平成 24 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 議案第 22 号 平成 24 年度福崎町介護保険事業特別会計予算について
- 議案第 23 号 平成 24 年度福崎町農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第 24 号 平成 24 年度福崎町公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第 25 号 平成 24 年度福崎町水道事業会計予算について
- 議案第 26 号 平成 24 年度福崎町工業用水道事業会計予算について
- 議案第 27 号 福崎町道路線の廃止及び認定について
- 議案第 28 号 福崎町営土地改良事業の計画変更について
- 議案第 29 号 字区域の変更について
- 議案第 30 号 福崎町公共下水道福崎浄化センター（水処理施設）の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定について
- 議案第 31 号 福崎町公共下水道田原汚水中継ポンプ場の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定について

## 1. 開会及び開議

- 議 長 皆さん、おはようございます。
- 第443回福崎町議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。
- 日本海側では各地で記録的な降雪を記録するなど、厳しい寒さが続いておりましたが、3月に入り、ようやく梅の花もほころび、一雨ごとに春の訪れを感じるきょうこのごろです。
- 議員各位には、ここに第443回福崎町議会定例会が招集されましたところ、ご健勝にて早朝からご参集を賜り、定例に開会できますこと、まことにありがとうございます。
- さて、今定例会に付議されております案件は、報告3件を初めとして、規約の変更2件、条例改正8件、補正予算8件、平成24年度各会計予算8件、その他5件の、計34件と、町民生活に関係の深い議案が数多く予定されております。
- 何とぞ議員各位には格別のご精励を賜り、慎重審議の上、適正妥当なる結論づけが得られますようお願い申し上げますとともに、議事の円滑なる運営につきましても格別のご協力をお願い申し上げます。本定例会のごあいさつといたします。
- ただいまの出席議員数は15名でございます。
- 定足数に達しております。
- よって、第443回福崎町議会定例会が成立したことを宣告いたします。
- なお、本日の議会に高井議員が欠席という届けが出ておりますので、報告しておきます。
- それでは、これから本日の会議を開きます。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議 長 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。
- 会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により議長が指名をいたします。
- 7番、前川裕量議員  
14番、吉識定和議員  
以上の両君をお願いいたします。

### 日程第2 会期の決定

- 議 長 日程第2は、会期の決定であります。
- 会期の決定の件を議題といたします。
- 先日、議会運営委員会を開いて検討をお願いいたしましたところ、既に皆様のお手もとに配付しております日程表（案）のとおり、本日から3月28日までの21日間といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。
- （「異議なし」の声あり）

- 議 長 ご異議なしと認めます。
- よって、会期は本日から3月28日までの21日間といたします。

### 日程第3 諸報告

議 長 日程第3は、諸報告であります。

第442回定例会閉会后、本日までの主要事項について、別紙配付のとおり報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

また、例月出納検査の報告書が議長あてに提出されており、その写しを配付しておりますので、ごらんいただければ幸いと存じます。

#### 日程第4 議案の上程・提案説明

議 長 日程第4は、議案の上程であります。

これから報告第1号、議会の委任による専決処分報告についてから、議案第31号、福崎町公共下水道田原汚水中継ポンプ場の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定についてまでの計34件を一括議題といたします。

これから、町長提案の上程議案に対する提案理由の説明を求めてまいります。

町 長 おはようございます。

第443回福崎町議会定例会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

今年の冬は例年になく寒い冬でありました。幸い、雪は少なかったのですが、気温は下がり、水道管の破裂が相次ぎました。3月に入り、ようやく春の息吹が感じられるようになってまいりました。

3月11日の東日本の震災から、1年が経過しようとしております。この震災では、福島原発事故が重なったため、これまで経験したことのない大災害となりました。

また、経済危機が世界的に広がっています。

こうした政治・経済の状況下にあつて、国会では、大震災復旧・復興の取り組み、社会保障と税の一体改革、TPPへの対応、沖縄の米軍基地問題が大きく論議されています。

すべてにわたつて、はっきりとした方向が決定したわけではありませんが、地方自治体として、こうした状況を念頭に置きながら予算編成を行いました。

まちづくりの大きな視点として、科学の目を持つこと、視野を広げグローバルな目を持つこと、地産地消の目を持つことが大切だと考えています。

科学の目を持つことの大切さは、福島原発事故以後、特に重視する必要があります。福島原発に関する情報が次々と報告されていますが、これまでの発表がいかに事実に基づかない、いかげんなものであったかが明らかになってきています。私たちの手の届かないところについては、科学者や担当者の誠実さに期待し、情報を受け取る際には慎重でなければなりません。私たちの手の届く範囲では、事実に基づいて判断し、正確な情報の発表を心がけていかなければなりません。

視野を広げることは、情報、通信手段が発達した今日にあつては、大変大切なことでもあります。

アフリカや中東では、長く続いた独裁政治への重圧をはねのけ、民主化のうねりが高まっています。ギリシャの経済危機はヨーロッパ全域に波及し、今や全世界で取り組まなければならない課題となつてまいりました。

地産地消の目は、足もとをしっかりと見ることが大切だということです。福崎町の人、組織、ものに目を注ぎ、再評価し、活用することが大切になってまいりました。

本年度は福崎町第4次総合計画の9年目の年となっています。この計画を念頭

に置きつつ、三つの目を大切にしながら、予算編成を行いました。

歳出における施策の体系別の主な事業は、第1の柱「参画と協働でつくるまちづくり」では、地域づくり推進事業補助やアドプト事業を継続するとともに、女性の持つ豊かな感性や生活体験を通じた意見・提言を生かすため、女性委員会を引き続き設置します。

議会での議論を広く住民に知っていただくため、録画映像をホームページで公開します。

情報公開は大切であり、図書館の情報コーナーを充実させます。また土・日・祝日の閉館時間を1時間延長いたします。

第2の柱は「よく学び人と文化をはぐくむまちづくり」で、4月から田原幼稚園を開設し、次の幼保一体化施設（仮）八千種幼稚園の建設に向けた実施設計を行うとともに、田原・八千種校区を対象とした学童保育園を整備するなど、子育て支援の充実を図ってまいります。

本年は、柳田國男没後50年となります。各地で開催される記念行事に参加し、「生誕地・福崎町」をアピールするとともに、山桃忌は本年もエルデホールで開催し、柳田國男の顕彰に努めます。また、県重要文化財・大庄屋三木家住宅は引き続き、保存修理工事を進めます。

第3の柱、「健康で安心してくらせるまちづくり」では、国の制度に基づき、「子どものための手当」を支給するとともに、福祉医療では、重度障害者医療費や中学3年生までの医療費などの無料化を継続します。健康診査を強化し、町民の健康を守ります。

食育は、食育推進計画に基づき、地域・学校・関係団体等が連携を図り、町全体で推進します。

第4の柱、「快適でうるおいのあるまちづくり」では、町道中島井ノ口線は、繰越事業として平成24年度中の供用開始を目指します。

兵庫県の地域の夢推進事業の助成を受けて、辻川地区の舗装美装化や、ポケットパークの整備などを進めます。

駅前広場や県道甘地福崎線の都市計画決定に向けた、関係機関との協議を進めます。

巡回バスは、地域公共交通会議で検討された再編方針にそって、市街地部の定時定路線運行と郊外部のデマンド運行をあわせた再編運行を行います。

公共下水道事業は、浄化センター汚泥処理施設や西光寺地区の面整備工事を推進します。雨水整備では、川端雨水幹線及び川すそ雨水幹線の宮脇井堰部分の整備と、川すそ川上流部の詳細設計を実施します。

西谷地区で、急傾斜地崩壊対策事業を県とともに進めます。

第5の柱、「自然にやさしい安全なまちづくり」では、個人住宅等の耐震化を促進するため、県の耐震改修工事費補助への上乗せ補助を実施いたします。

防災面では、風水害などの自然災害に備え、防災資機材の充実を図るとともに、災害対応力の強化に努めます。

安心な水の確保を目指し、病原性原虫及び感染症微生物などによる感染を防ぐために浄水処理施設を整備します。

第6の柱、「活力にあふれのびゆくまちづくり」では、戸別所得補償経営安定推進事業として地域農業マスタープランを策定し、農地集積を図るとともに、西治地区ほ場整備や倉谷下池整備を実施します。

町内業者による住宅改修に対して5%を助成する、産業活性化緊急支援事業を引き続き実施します。

県立大学と連携し、特産品の開発・販路拡大の研究を進めます。

次に、国保、介護、後期高齢者医療特別会計について所信を述べたいと思います。

地方自治の原点は、「公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全、健康及び福祉を保持すること」にあります。もちろん、この目標を達成するために努力をいたしました。国会での大きな論点として、税・財政再建と社会保障の一体改革が浮かび上がってまいりました。財政再建のために消費税を引き上げ、社会保障は削ろうとする動きが活発であります。

当然のこととして、私たちが作り出すGDPは有限であり、その範囲を超えて消費することは長続きしません。国・県・町の予算もそうした制約の中で編成されるものです。したがって、税をどのように集め、集めた税をどのように使うかは、大いに論議して決めていかなければなりません。

私は、税の原則と言われる①申告納税制②生活費非課税③高度累進課税の原則を守り、公平性を高め、応能負担を原則とするなら、税収はもっと大きくなると確信しています。一方、税の使い方においても、「核燃料サイクル計画」に総額43兆円も国民負担となっていることを初めとして、不要不急の予算を削って社会保障に回せば、財政再建と社会保障の両方ともがよりよく進行するのではないかと考えております。

本年度の予算編成では、国保、介護、後期高齢者医療特別会計において、税率や料金の引き上げを提案しておりますが、住民の皆様には申しわけない気持ちであり、私自身は残念であります。一般会計から多額の繰入れも考えましたが、医療費の増高、収入の減額に見合うすべてを繰入れることは無理があると考えました。職員との検討を繰り返し、提案の内容となったものであります。

私は、まちづくりの原点として、科学の目を持つこと、視野を広げグローバルな目を持つこと、地産地消の目を持って、町内にある人・組織・ものに目を向けた取り組みを提唱しています。十分ご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

この議会では報告3件、議案31件を上程しております。詳しい説明につきましては、担当課長が行います。

次に、各課の重点事項について報告させていただきます。

総務課についてであります。

総務課では、女性の持つ豊かな感性や、生活体験を通じた視点による率直な意見・提言を町政に反映させるため、女性委員会の活動を引き続き進めます。

職員の能力・適性などの能率発揮に向けた人事評価の取り組みを進めます。

研修では、時代の変化や住民ニーズに対応した政策形成能力を高めるため、各種研修機関での研修や県との人事交流など、研修の充実に努めます。

企画財政課では、参画と協働を推進するため、地域づくり推進事業補助金やアドプト事業を継続します。

また、参画と協働や、住民主体のまちづくりを推進していく上で町民・議会・行政の役割や行政運営の基本的なルールなどを条例として定めるため、検討委員会を設置して検討を進めます。

旧福崎保育所の跡地は、住宅化するための測量設計を実施します。

税務課では、滞納対策については、財産調査、納税相談等を継続して行い、滞納者の生活実態の把握に努めながら、分納誓約書、差押えなどの法的措置等により、収納率の向上に努めます。

また、不納欠損処理においても、債権管理条例に照らしながら適正に行ってい

きます。

滞納整理対策委員会では、関係課との連携を図りながら、引き続き滞納整理に取り組めます。

前納報奨金制度は、地方自治確立のために、税収の早期確保と納税意識の高揚を図ることを目的として創設されたものですが、社会情勢の変化とともに、近年、口座振替制度の普及により納税に対する利便性が向上したこと、また、給与等の特別徴収の納税者から不公平感があることなどから、制度廃止への取り組みを進めております。

住民生活課では、外国人住民の利便の増進、及び市町村等の行政の合理化を目的として、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加える法律改正が、平成24年7月9日から施行されます。それに伴い、条例改正及び住民基本台帳システムの改修を行います。

子どものための手当は、平成24年度は「子ども手当」にかわり「子どものための手当」として、3歳未満の子ども1人につき月額15,000円を。3歳以上小学校修了までの子どもで、第1子・第2子は1人につき月額10,000円、第3子以降は1人につき月額15,000円。中学生は1人につき月額10,000円を支給します。また、6月分からは所得制限が導入されることになっており、所得制限限度額は年収960万円を基準として検討されています。所得制限以上となった方については、子ども1人につき月額5,000円が支給される予定です。

町営住宅の家賃における悪質滞納者については、引き続き、滞納整理対策委員会で協議しながら、裁判所への民事調停の申し立てや訴えの提起などにより、滞納家賃の減少に努めます。また、福崎町債権管理条例に基づき、家賃の回収が見込めない債権については不納欠損処分を行います。

防災対策については、近年の自然災害を踏まえ、防災力強化と減災を図るため、防災資機材の充実と自主防災組織の育成に努めてまいります。

健康福祉課では、福祉医療助成事業について、本年7月から県制度の改正にあわせ、「こども医療費等」の所得制限を、より公平な世帯合算の判定とします。また、中学生の通院医療費助成について、平成24年度末までの期限を撤廃し、平成25年度以降も子育て世代を支援するため、無料を継続する条例改正を提案しています。

巡回バスの「サルビア号再編計画」については、平成22年度から地域公共交通会議の審議のもと、現状と課題を整理し、一定の再編方針をまとめました。10月以降に運行準備が整った時点で再編し、利用しやすく生活交通の確保を継続できるように努めていきます。

食育推進事業については、福崎町食育推進計画に基づき、地域・学校・関係団体の連携を図り、3つの基本目標を目指し、町全体で地産地消による食育の推進に取り組めます。また、平成24年度も食育推進大会を実施し、住民の食育への関心を高め、健全な食生活の実践を推進してまいります。

予防接種事業では、子宮頸がん等のワクチン接種費用の全額公費負担を、継続して実施します。また、特定健診やがん検診の受診率向上を目指し、3月には各戸に申込書とアンケート用紙を配布し、申し込み漏れがないよう各区長様に回収をお願いしています。

国民健康保険事業については、一般会計からの法定外繰入を見直し、福祉医療波及分、低所得者の保険料軽減分、及び健康診査費用の3分の1を負担します。医療費は年々増加しており、歳入不足の保険料改定を見込んだ当初予算を積算し

ております。

介護保険事業では、平成24年度からの第5期保険料については、介護認定者の増加や、在宅サービスの利用増が見込まれ、現行のサービスを充実していくため、標準月額を3,600円から4,800円に引き上げる改正を提案いたしております。

産業課では、農林関係については、平成23年度から本格実施された「農業者戸別所得補償制度」を平成24年度においても引き続き実施します。

新規事業として「戸別所得補償経営安定推進事業」が実施され、町が集落や地域ごとの「地域農業マスタープラン」を策定し、一定要件を満たす農地の出し手には協力金を給付し、農地集積を図っていきます。

また、もち麦を初めとする特産品の開発・販売等の推進について、「特産品普及促進共同開発事業」を展開していきます。

農地・水保全管理支払交付金事業・共同活動支援は、引き続き実施されることになりました。農業用水路の適切な管理を行う向上活動支援とともに、平成24年度もその取り組みを支援していきます。

松くい虫航空防除事業は、猛暑の影響により被害が拡大した箇所から撤退し、被害の少ない箇所を重点に実施する方針で進めます。

有害鳥獣対策としては、狩猟わな免許取得にかかる経費の援助をしていきます。

ほ場整備事業は、県営・西治地区とともに町営・田口地区を引き続き実施します。

ため池整備事業は、平成24年度から町営で東大貫地区の倉谷下池工事に着手します。

用水路改修事業は、ストックマネジメント事業、県営・福崎東部地区を引き続き実施します。

国土調査は、山林の地籍調査事業を引き続き推進します。

商工関係は、金融危機などに伴う経済雇用情勢の急激な悪化に対応するため、「緊急雇用創出事業」を活用し、失業者のつなぎ雇用の確保に引き続き努めます。

観光面では、山崎の神前山、辻川山などの三獅子山や、井ノ口から日光寺の登山ルートに銘板を設置するなど、新しい観光資源のPRを行います。

消費者行政では、「神崎郡消費生活中核センター」が開設され、郡内のだれもが、いつでも困ったときに相談できる消費生活センターとして、活動していきます。

まちづくり課では、道路関係について、安全で快適な道路網の整備を図るため、中島井ノ口線及び高橋山崎線など幹線道路の整備を初め、安全施設整備や緊急性の高い道路修繕等の工事を進めていきます。

なお、中島井ノ口線は、兵庫県公安委員会等と調整を図り、平成24年度中の供用開始を目指します。

橋梁は、予防的な修繕及び計画的な修繕等を行うことで、既設橋梁の維持管理に係る費用を縮減し、限られた財源を有効に活用するため、橋梁の長寿命化計画を策定します。

長野橋は、国道312号を補完する幹線道路の要として、また小中学生の通学路として特に重要な役割を担っているため、歩行者の安全性の向上を目指して、長野橋上流側への歩道橋設置に向けた測量設計を実施します。

JR福崎駅周辺整備は、町の玄関口にふさわしい駅前広場の規模や必要な機能の検討、周辺道路の整備に向けた計画策定を進めます。関係機関との調整や地域住民の理解を求めながら、早期事業着手に向けた取り組みを強化していきます。

都市計画道路は、現在の社会情勢、福崎町の目指すべき将来都市像に対応する長期的な視点に立って、必要性の検証を行い、見直し作業を進めていきます。

下水道課では、浄化センター建設工事について、整備を進めていた水処理施設第3系列、第4系列が完成し、最大処理能力は日当たり8,400立方メートルとなりました。平成24年度中に水処理施設第3系列の運転を開始する予定です。

現在工事を進めている汚泥処理施設第2系列は、平成24年度の完了を目指しています。

面整備工事については、西光寺地区の第3、第4、第5工区の面整備事業を進め、平成24年度末の供用開始を目指します。あわせて、整備の終わった中島地区、八反田東地区及び西光寺地区の舗装本復旧工事を進めます。

平成26年度からの整備を計画している福崎工業団地、企業団地の管路詳細設計業務を進め、面整備工事に備えます。

雨水幹線事業については、川西地区では、川端雨水幹線工事に取りかかり、平成26年度の完成を目指します。川東地区では、現在工事に取りかかっている宮脇井堰部分の川すそ雨水幹線渠工事を引き続き進めます。さらに、川すそ川上流部の整備のための詳細設計業務を進めていきます。

水道課では、下水道工事に伴う配水管移設工事及び認可変更に伴う浄水高度処理の推進、三ノ宮配水池の耐震2次診断並びに山崎配水池進入路2期工事等を実施します。

工業用水道事業では、料金改定の検討を進めていきます。

学校教育課では、幼保一体化施設・田原幼稚園の開園により、さらに就学前保育・教育の充実を図るとともに、八千種幼稚園建設に向けて基本計画及び実施設計を進めます。

学童保育園利用者の増加に対応するため、田原及び八千種小学校区の児童を対象とした学童保育園の開設に向け、施設の建設計画を進めます。

また、新たに東部子育て学習センターを開設し、福崎子育て支援センター及び西部子育て学習センターとの連携により、子育て支援の充実を図ります。

小・中学校に学校教育指導員、不登校指導員、学習支援員、介助員、スクールカウンセラー等を継続配置し、教育課題の早期解決を図ります。

児童生徒の国際理解教育と小学校の英語活動を推進するため、ALT2名を継続配置するとともに、イングリッシュフェスティバルを開催し、英語への興味、関心を高めていきます。

安全で安心な学校給食に努めるとともに、食育推進計画に基づき、児童・生徒の基本的な食生活・習慣・体づくりと、学校給食における地産地消により、食育を推進します。

社会教育課では、県重要文化財・大庄屋三木家住宅は改修工事が始まり3年目になります。平成24年度は解体された主屋部分の痕跡を調査し、三木家住宅修理検討委員会の専門的な見解のもと、いつの時代に戻すかを決定しながら保存修理工事を進めていきます。

また、昨年、柳田國男・松岡家記念館は町立となり、「柳田國男50年祭」を初め各種事業を展開し、その顕彰に努めました。また本年は柳田國男没後50年の年であり、各地で記念行事が開催されます。それらの行事には積極的に参加し、生誕地・福崎町をアピールしていきます。また、第33回山桃忌は昨年を引き続き、生家を離れエルデホールで開催し、たくさんの人に参加いただくことにより柳田國男の顕彰に努めます。

図書館では、住民の自主的な学習拠点として、蔵書の充実に努めるとともに、

快適、安全な利用しやすい図書館を目指します。平成24年度からは土・日・祝日の閉館時間を1時間延長して午後6時までとし、住民サービスの向上を図ります。

体育館では、「いつでも・だれでも・どこでも」を目的に、地域住民の健康維持・増進、コミュニケーション活動、スポーツ競技の推進に尽力していきます。

エルデホールでは、平成24年度をもって現行の企画運営委員会が解散することから、新たな自主事業への取り組み体制を、社会教育の各種委員会で協議しながら整備いたします。

学校支援地域本部事業については、「みんなで支える学校・みんなで育てる子ども」をテーマにして取り組んできた、学校への支援活動を引き続き実施いたしてまいります。

以上、冒頭報告とさせていただきます。

議長 ただいま、上程議案に対する町長の概要の説明が終わりました。

これから議案番号順に詳細なる説明を求めてまいります。関連する議案は複数で朗読及び説明を求める場合もございますので、あらかじめご承知をお願いいたします。

なお、資料訂正の申し出がありますので、許可いたします。

総務課長 平成24年度予算事項別明細書に添付しております、給与費明細書に誤りがありますので、訂正をお願いいたします。

なお、このあとの休憩中に修正シールにて訂正をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、訂正箇所を申し上げます。

後期高齢者医療事業特別会計をごらんください。ページは23ページです。

一番上の表、「エ 期末手当・勤勉手当」の4行目、前年度6月分「1.950」を「1.900」に、12月分「2.000」を「2.050」に訂正をお願いします。

次は、農業集落排水事業特別会計で、ページは19ページです。

同じ訂正になりますが、一番上の表、「エ 期末手当・勤勉手当」の4行目、前年度6月分「1.950」を「1.900」に、12月分「2.000」を「2.050」に訂正をお願いします。

次に、公共下水道事業特別会計をお願いします。ページは33ページです。

上から2番目の表、「エ 期末手当・勤勉手当」の4行目、前年度6月分「1.950」を「1.900」に、12月分「2.000」を「2.050」に訂正をお願いします。

以上、訂正させていただきますとともに、おわびを申し上げます。

議長 それでは続きまして、従来、議案ごとに事務局が朗読をしておりましたが、今定例会では試行として朗読を省略し、担当課長から説明を求めていきます。

報告第1号、議会の委任による専決処分の報告について、本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

まちづくり課長 報告第1号、議会の委任による専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

この報告は、地方自治法第180条第1項の規定及び、議会の権限に属する事項中町長が専決処分することができる事項の指定により、平成23年6月13日に工事請負契約を締結した（仮称）田原幼稚園建設工事について、次のとおり専決処分により工事請負契約の変更を平成24年2月15日にしたため、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告するものです。

工事名、（仮称）田原幼稚園建設工事の追加工事に係る工事請負契約の変更で

す。

契約金額を、変更前3億1,993万5,000円に987万9,450円を増額し、変更後3億2,981万4,450円とするものです。

契約の相手方は現在、田原幼稚園建設工事を施工している株式会社北村工務店です。

変更理由は、事業量の増です。

今回の追加工事は、田原幼稚園の敷地外の附帯工事ですが、田原幼稚園建設工事の外構工事と近接しており、工事を行うことで周辺と一体的な整備を図ることができます。また作業の効率、及び平成24年3月21日の工期から逆算して工事施工期間を確保するため、田原幼稚園建設工事の追加工事として、専決処分により工事を契約・施工しております。

工事箇所と工事内容の一覧につきましては、報告第1号説明資料をごらんください。

今回の追加工事は、田原幼稚園の竣工に合わせ、隣接する町民第2グラウンドを一体的に利用できるよう整備するものです。第2グラウンドはこれまで地域の方の交流スペースや、保育所の保護者の送迎、小学校の行事の際の駐車場等に利用されてきましたが、一たん雨が降れば水たまりができてぬかるみ、使用に支障をきたしていました。このため、グラウンド表面の真砂土の敷きならし、及び周辺に側溝を配置し、水たまりやぬかるみの解消を図るものです。また、グラウンドへの出入り口は、これまでは南東の角を開放していましたが、フェンスの更新に合わせて閉鎖。幼稚園駐車場出入り口に集約し、施設利用がないときは施錠できる構造とします。

さらに、舗装された駐車場とグラウンドの間に脱着式の車止めを設置し、通常、自動車はグラウンドに入れませんが、必要に応じ、車止めを外して進入できる構造とし、周辺の施設と一体的に利用・管理できるように整備します。

以上、報告第1号、議会の委任による専決処分の報告についての説明とさせていただきます。ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 次、報告第2号及び報告第3号、議会の委任による専決処分の報告について、両案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

下水道課長 報告第2号及び報告第3号、議会の委任による専決処分の報告について、続けて説明を申し上げます。

まず、報告第2号、議会の委任による専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定及び、議会の権限に属する事項中町長が専決処分することができる事項の指定により、平成23年11月28日に工事請負変更契約を締結した西光寺地区下水道面整備工事（第1工区）について、次のとおり専決処分により工事請負契約の変更を平成24年2月27日にしたため、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告するものです。

工事名は、西光寺地区下水道面整備工事（第1工区）。契約金額、変更前8,826万900円、変更後9,135万4,200円。309万3,300円の増額となります。

契約の相手方は、大林道路株式会社姫路営業所です。

変更の理由は、事業量の増となっております。

詳細につきましては、資料により説明をさせていただきます。

報告第2号資料をごらんください。

この報告は、工事が完了する見込みとなったことから工事内容の一部を変更したもので、工事の総延長は2,382メートルで、36メートルの減となり、マ

ンホール設置工2カ所減、公共ます設置工3カ所の減となっています。

これらにより約128万円の減となりましたが、播但道側道等の掘削区域の地中に予期せぬ埋設物があったことから、15カ所で試掘を行う必要が出てきたことにより、約58万円の増。地中から出てきたコンクリート構造物の取り壊し工や、撤去できない部分のコアボーリングが4カ所で必要となったことから、約119万円の増。またこれらの作業に伴う工事期間の延長などから、交通誘導員の増が生じたことにより、約260万円の増となったものです。これらの変更により、総額で309万3,300円の増となりました。

以上で、報告第2号の説明とさせていただきます。

続きまして、報告第3号、議会の委任による専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定及び、議会の権限に属する事項中町長が専決処分することができる事項の指定により、平成23年12月9日に工事請負変更契約を締結した西光寺地区下水道面整備工事（第2工区）について、次のとおり専決処分により工事請負契約の変更を平成23年12月26日にしたため、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告するものです。

工事名は、西光寺地区下水道面整備工事（第2工区）。契約金額、変更前8,221万5,000円、変更後8,512万8,750円。291万3,750円の増額。

契約の相手方は株式会社平野組。変更理由は事業量の増です。

工事が完了する見込みとなったことから工事内容の一部を変更したもので、詳細につきましては資料により説明をさせていただきます。

報告第3号資料をごらんください。

工事の総延長は974メートルとなり、21メートルの増となっています。このうち開削工については公共ますの追加により管渠延長が増となったこと、発生土の利用ができない部分があり、残土運搬量が増となったこと、また、予期せぬ既設暗きよが支障となり、下越しにより回避するため掘削深が設計より深くなり、素掘りから簡易土どめ工へ変更となったこと等により、約136万円の増となりました。

マンホール設置工では4カ所の増となり、約58万円の増となりました。

その他、附帯工等では現況舗装厚が設計より厚かったことから、がら運搬量が増となったこと、地下水が多い場所があったため、水かえ工が必要になったこと、推進工の箇所では安全のため交通誘導員を追加したこと、また掘削した土質が悪かったことから、土質を調査するためCBR試験を追加したことなどにより、約97万円の増となりました。これらの変更により、総額291万3,750円の増額となったものです。

以上で、報告第3号の説明とさせていただきます。

報告第2号及び報告第3号ともに、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 次、議案第1号、兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更について、本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

総務課長 議案第1号について、ご説明申し上げます。

議案第1号、兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、北播肢体不自由児機能回復訓練施設事務組合わかあゆ園が組合の名称を変更することに伴い、組合理約を変更することについて協議し、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

変更の内容は、児童福祉法の改正を受けて、障がい種別ごとの通園施設が児童

発達支援センターに一元化されることにより、名称を変更するものです。

別表第1号表中、「北播肢体不自由児機能回復訓練施設事務組合わかあゆ園」を、「北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園」に改めます。

議案資料の1ページに新旧対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。  
なお、この規約は平成24年4月1日から施行いたします。

以上、よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願いいたします。

議 長 途中でありますが、しばらく休憩をいたします。

再開は10時50分といたします。

◇

休憩 午前10時30分

再開 午前10時50分

◇

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次、議案第2号、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

健康福祉課長 議案第2号について、ご説明申し上げます。

地方自治法第291条の3第3項の規定により、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて協議し、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものです。

このたびの一部変更は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴い、規約の一部を変更するものです。

議案第2号の資料1ページに新旧対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。

変更の内容は、広域連合の人件費、事務費等の共通経費を関係市町の負担割とし、その算定基礎となる人口割について改正するもので、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加える改正が施行されることに伴い、別表中、「外国人登録原票」を削除するものです。

附則として、この規約は平成24年7月9日から施行し、この規定による変更前の負担金に関しては、なお従前の例によります。

以上で、説明を終わります。ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 次、議案第3号、福崎町町税条例の一部を改正する条例について、本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

税 務 課 長 議案第3号、福崎町町税条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本条例は、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」等が平成23年12月2日に施行されたことなどによりまして、町税条例を改正するものでございます。今回、合わせて前納報奨金の見直しをお願いいたしております。

議案第3号説明資料1ページをお開きください。

町税条例一部改正の概要をお示しをいたしております。

第42条、第70条関係でございます。前納報奨金の見直しでございます。

前納報奨金は地方自治の確立のために、税収の早期確保と納税意識の高揚を図ることを目的として創設されたものでございます。

今回、見直しを行う理由といたしましては、口座振替制度の普及により納税意識の高揚など所期の目的が達成されていること。給与や年金から差し引かれてい

る特別徴収の納税者は対象となっていないため不公平感があること。県内においてもほとんどが廃止しており、制度がある他市町も廃止を検討していること。高額納税者に多額の金額が交付され、担税力の高い納税者に有利な制度であることなどであります。

平成24年度から交付率「100分の0.25」を「100分の0.12」とし、合わせて、交付限度額を個人住民税、固定資産税それぞれ10万円といたします。2年間の経過措置を踏まえて、平成26年度から廃止いたします。

次に、第95条、附則第16条の2は町たばこ税でございます。

法人実効税率の引き下げにより、県と町の増減収を調整するため、県たばこ税の一部を町たばこ税に移譲するもので、税額全体では変わりません。

旧3級品以外の製造たばこでは1,000本当たり、県たばこ税は現行1,504円が860円に。町たばこ税は現行4,618円が5,262円となり、県税で644円の減、町税は644円の増となります。全体では6,122円となり、税額は変わるものではございません。

旧3級品の製造たばこは、県税で305円の減、町税は305円の増となります。平成25年4月1日から適用いたします。

次、附則第9条は、退職所得に係る個人町民税の控除の廃止でございます。

10%の税額控除が廃止になります。例えば、退職金2,000万円、勤続年数30年の場合、10%の税額控除が廃止になることによりまして、住民税―県民税と町民税合わせましてですけれども、2万5,000円の増となります。平成25年1月1日から適用いたします。

附則第22条は、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例でございまして、これは条文整備でございます。

附則第24条は、個人町民税の税率の特例等で、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時措置として平成26年度から平成35年度までの10年間、個人町民税の均等割の額を500円引き上げるものでございます。

町民税の均等割は現行3,000円ですが、3,500円になります。県民税も同じく500円引き上げられることになっております。これは平成26年度から適用いたすものでございます。

なお、資料2ページから4ページは、説明いたしました条例の新旧対照表をお示ししております。またごらんいただきたいと思います。

以上で議案第3号の説明といたします。ご審議をいただきまして、ご賛同賜りますよう、よろしく願いいたします。

議 長 次、議案第4号、外国人登録法を廃止する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

住民生活課長 議案第4号、外国人登録法を廃止する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、ご説明いたします。

今回の改正は、平成21年7月15日に「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が公布され、平成24年7月9日から施行されます。

改正内容は、外国人住民に対しても基礎的行政サービスを提供する基礎となる制度の必要性が高まってきたことから、外国人住民も住民基本台帳法の適用対象に加え、住民票を作成するものです。これに伴い、外国人登録法は廃止されたため、関係する条例を整理するものです。

それでは、関係する条例についてご説明いたします。

外国人登録法を廃止する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例中、第

1 条、福崎町手数料条例の一部を改正する条例の別表中、「10 外国人登録原票記載事項証明書の交付」と、「11 外国人登録原票の写しの交付」を削除し、以下の手数料については順次繰り上げるものです。

次に第2条、福崎町交通災害遺児年金条例の一部改正、第3条、福崎町長寿祝金支給条例の一部改正、第4条、福崎町重度心身障害児年金支給条例の一部改正のいずれも、「外国人登録法」の文言を削除するものです。

議案第4号資料1ページから5ページに新旧対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。

なお、この条例は平成24年7月9日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜り、ご賛同賜りますよう、お願いいたします。

議 長 次、議案第5号、福崎町福祉医療費助成条例等の一部を改正する条例について、及び議案第6号、福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について、両案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

健康福祉課長 議案第5号、福崎町福祉医療費助成条例等の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、平成23年10月に兵庫県福祉医療制度が一部改正されたため、県制度と同様に一部改正するものです。

議案第5号の説明資料、1ページから7ページに新旧対照表及び概要等をお示ししておりますので、ご参照ください。

資料6ページの改正概要をごらんください。

兵庫県では、平成23年10月から通院に係る医療助成を、小学4年生から6年生まで拡充し、自己負担額の3分の1を助成する制度を創設したため、小学4年生から中学3年生の「こども」の定義を、「児童」と「生徒」に分けることになりました。

次に、資料7ページをごらんください。

乳幼児、子ども、重度障がい者等の所得制限は、町民税所得割額23万5,000円未満ですが、判定方法を「世帯最上位所得者のみ」の判定から「世帯合算」に改正するものです。通常、生計は世帯単位で営まれていることを踏まえ、世帯合算による公平な所得制限判定を行うため、判定方法を改正するものです。

右の表のとおり、乳幼児等（こども）については、同居のすべての合算ではなく、原則両親のみの合算とし、両親が無収入の場合は本人の生計を維持する祖母等、扶養義務者の合算となります。重度障がい者の場合は、本人、配偶者、扶養義務者がいる場合は合算となります。

なお、所得制限の住民税所得割額の算定については左欄の下をごらんください。平成22年度税制改正により年少扶養控除が廃止されたため、平成24年度分以降の住民税額がふえることとなりますが、国の障害者自立支援医療制度に準拠し、この影響を生じさせないよう対応することとしております。

資料6ページにお戻りください。

条例の一部改正についてご説明いたします。

第2条、用語の定義の改正は、第1項第6号の「こども」の定義を、小学4年生から小学6年生を「児童」とし、中学1年生から中学3年生を「生徒」と改正するもので、「こども」は、従来どおり小学4年生から中学3年生となります。

第12号から第19号は、母子家庭等医療助成事業について「児童」と規定していたものを「子」に改正します。

第3条、福祉医療費の支給の改正については、第1項第4号で、県の要綱どお

り、通院については新たに「児童」を自己負担額の3分の1助成とし、「生徒」の助成は削除します。入院については従来どおり、「こども」の自己負担額3分の1助成とします。医療助成費は県の要綱どおりに改正しますが、入院・通院に係る自己負担額の助成については、中学3年生まで別途、福崎町福祉医療助成事業実施要綱で規定し、無料としています。

第4条、所得による支給制限の改正については、第1項第2号から第4号で、重度障がい者・乳幼児・子どもについては、所得判定基準を世帯合算に改正するものです。世帯合算による影響対象者は、重度障がい者では1.3%の5人、乳幼児・子どもでは4.4%の119人です。

第9条、補則の改正は、条例の整理で、要綱で一部負担金を助成し無料としていますので、「規則又は町長が別に定める」を追加するものです。

次に、平成22年条例改正の附則第4項で定めましたが、中学生の通院医療助成について、平成25年3月までの3年間と規定していましたが、子育て世代の負担を軽減し、支援するため、期限を削除し26年度以降も継続するものです。

附則として、この条例は平成24年7月1日から施行するものです。

また、市町村民税の額の算定の特例として、年少扶養控除に影響がないよう地方税法改正前の旧法を適用します。ただし、税源移譲に伴い生じる住民税と所得税の控除額の差に基づく調整控除部分についての適用は、現時点では確定していませんので除いています。

経過措置としまして、この条例の施行の日以前に受けた医療に係る福祉医療費の支給については、改正後の福崎町福祉医療費助成条例の規定にかかわらず、なお従前の例によることとします。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第6号、福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、第5期介護保険事業期間の平成24年度から平成26年度までの65歳以上の1号被保険者の保険料を改正するものです。

議案第6号説明資料、1ページから4ページに関係資料をお示ししていますので、ご参照ください。

資料の3ページをごらんください。

右欄の、保険料の算定方法ですが、第5期の保険料に係る改正は、第1号被保険者の負担相当額が給付費の20%から21%に上昇し、介護報酬が平均1.2%引き上げ改定されます。また、在宅サービスの利用増に対応するため、町内に小規模多機能型居宅介護施設の1カ所増設を見込んでいます。

保険料の算出については、制度改正等を考慮しながら各年度における介護保険給付サービス費の増加を見込み、保険料収納必要額を算定いたしました。

資料4ページをごらんください。

サービス別の給付状況です。第4期の3年間の実績及び実績見込みでは、介護報酬3%増の改定や、23年度に小規模多機能型施設が開設された影響もあり、表の下の「対前年度比」では、21年度で9.0%、23年度では9.8%の増となり、3年間の平均は7.3%増と大きく上昇しています。中度の介護認定者が多くなり、デイサービスやホームヘルパーなどの利用がふえ、居宅サービス費は年々10%以上増加しています。一方、施設サービス費は22年度・23年度とも前年度を下回り、待機者は多いですが入所が困難なためか、給付費は伸びていません。

第5期は、第4期の上昇率や報酬改定を考慮し、対前年度比5%増をベースと

して、26年度は小規模多機能型施設の増を見込み、8.1%増として積算しました。

3ページにお戻りください。

右欄の表ですが、3年間の給付費の合計は、「B」の地域支援事業費を規定の3%とし、合計39億8,239万5,000円を見込み、「C」欄では、負担相当額の21%を乗じ、調整交付金の全国平均5%の差額を加え、保険料軽減のため、「G」の財政調整基金1,550万円と、県で保有している、町が拠出した「H」欄の財政安定化基金916万4,000円の、合計2,466万4,000円を繰入れ、被保険者数と収納率で割り、「L」欄で年間保険料基準額は5万7,600円となります。月額では4,800円です。

左の欄をごらんください。保険料段階設定についてです。

国の基本的な考えに沿って、安定的な制度運営のためには必要な保険料を確保し、負担能力に応じた適切な費用負担を求める観点から、新たに合計所得400万円以上の第7段階を設け、標準額の170%としました。また介護保険法施行令の改正により、第5段階の所得基準を200万円から190万円に改正します。影響を受けて第6段階へ移行する対象者は73人です。なお、急激な保険料上昇を緩和するため、施行令の改正により、新たに第3段階において年金収入と他の合計所得の合計が120万円以下の低所得者の方に一定の緩和措置を設け、第4段階においても緩和措置を継続します。

資料1ページにお戻りください。条例の一部改正についてご説明いたします。

第2条は、保険料率の改正です。平成24年度から26年度までの3年間の保険料は、第1号から第7号までの7段階の設定とします。介護保険法施行令第39条第1項の規定により、標準の6段階以上の多段階を設定するため、「第38条」を「第39条」に改正します。

資料2ページをごらんください。

左が改正後の保険料です。中段、第4段階「4-2」が基準額となり、月額4,800円、年額5万7,600円で、1万4,400円の増額改正となります。第1段階の保険料は基準額の50%で年額2万8,800円。第2段階も同じく2万8,800円。第3段階は「3-2」が標準の75%で4万3,200円。第5段階は標準の125%で7万2,000円。第6段階は標準の150%で8万6,400円。第7段階は標準の170%で9万7,900円にそれぞれ改正します。

第2項の改正で、第5段階の所得金額を「200万円未満」から「190万円未満」に引き下げ、第3項の改正で、第6段階の所得金額を「400万円未満」に改正します。また附則第2項では、第4段階の「4-1」は軽減措置を継続して基準額の83%、4万7,800円とし、第3項で、新たに第3段階で「3-1」を設定し、基準額の65%、3万7,400円とするもので、24年度の対象者は281人となります。

なお、この条例は平成24年4月1日から施行し、経過措置として平成23年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとします。

以上で、説明を終わります。両議案ともご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 次、議案第7号、福崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、及び議案第8号、福崎町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、両案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。  
住民生活課長 議案第7号、福崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例に

ついて、ご説明をいたします。

「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が平成24年7月9日に施行されることに伴い、外国人登録法が廃止されます。現在、外国人住民の方には住民票は作成されておらず、外国人登録原票により管理されています。今回の法改正により、外国人住民の方にも住民票が作成されることとなりました。

この改正に伴い、国の印鑑登録証明事務処理要領の一部改正も行われたため、福崎町印鑑の登録及び証明に関する条例についても改正が必要となりました。

今回の条例改正は、外国人登録法により印鑑登録をされている外国人住民は住民基本台帳法による登録に変わるため、第2条、第4条で外国人登録法に基づく条文、文言の削除を行います。そして外国人住民の方は新たに通称名でも登録が可能となることから、第6条の登録印鑑の制限、第7条の印鑑登録原票、第14条の印鑑登録の証明について必要な改正を行います。また第13条で、外国人住民が住民票の作成対象から外れた場合に、削除することができる改正を行います。

そして附則第1条に、施行期日の平成24年7月9日。第2条に、法施行日前日において印鑑登録を受けている外国人住民が施行日において印鑑登録を受けることができないものとなる場合は、職権により削除するものとする。第3条で、外国人登録による印鑑登録を行っていた外国人住民は法施行後も引き続き印鑑登録ができますが、その場合は職権で印鑑登録原票を修正することができる条文を載せています。

改正内容については議案第7号資料1ページから3ページに新旧対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。以上で説明を終わります。

次に、議案第8号、福崎町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明をいたします。

議案第8号資料1ページをごらんください。

今回の改正は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が平成23年5月2日に公布されたことに伴い、公営住宅法の一部が改正され、公営住宅の入居資格である同居親族要件が廃止されることとなりました。

入居者資格要件のうち、現行法第23条第1項第1号で定める「現に同居し、又は同居しようとする親族があること」という、同居親族要件が施行日に廃止されることに伴い、同居親族要件の特例として、単身入居が可能である老人や身体障がい者、その他特に居住の安定を図る必要がある者を定めた、公営住宅法施行令第6条第1項の規定も削除されることになりました。

これにより、各自治体は同居親族要件につき、廃止または一部制限、あるいは現行維持といった措置を、地域の実情に合わせて条例で定めることが可能となりますが、福崎町では引き続き、現行法の同居親族要件と同居親族要件の特例を継続維持するため条例を整備するものです。法改正の概要と当町の対応を表にまとめていますので、お目通しください。

なお、公営住宅法第23条の入居者資格要件の改正に伴って、入居収入基準も条例改正が必要です。入居収入基準については、本来階層及び裁量階層の基準がそれぞれ法令に規定されていましたが、今後は、本来階層の参酌すべき基準及び上限額が政令に規定され、その範囲内で事業主体が定める必要があります。ただし、地域主権改革第1次一括法附則第14条第3項の規定によって、対応期限として1年の経過措置期間が設けられています。そこで、入居収入基準について条例を改正施行するまでは、これらの引用規定は改正前の政令を指すように改正をいたします。

もう一つの改正は管理戸数の減によるもので、山崎団地2戸を除去したことにより、別表を改正するものです。改正後の管理戸数は162戸から160戸になります。

議案第8号資料2ページから5ページに新旧対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。なお、この条例は平成24年4月1日から施行するものです。両議案ともよろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようお願いいたします。

議 長 次、議案第9号、福崎町公共下水道区域外流入受益者分担金条例の一部を改正する条例について、本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

下水道課長 議案第9号、福崎町公共下水道区域外流入受益者分担金条例の一部を改正する条例について、説明申し上げます。

このたびの条例改正は、地域主権一括法の施行により下水道法が改正されたことに伴うものです。

具体的には、下水道法第4条が改正され、公共下水道事業計画を定めるに当たり、県知事の認可が必要であったものが、県知事との協議へと変更になったことから、本条例第1条及び第7条中、「認可」の文言を「計画」へ変更し、平成24年4月1日から施行するものです。

議案第9号資料に新旧対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

議 長 次、議案第10号、福崎町水道事業及び福崎町工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

水道課長 議案第10号、福崎町水道事業及び福崎町工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案第10号資料の新旧対照表をごらんください。

今回の改正につきましては、事業認可変更に当たり、現状との差異の修正及び文言の整理により改正するものです。

改正内容は、第3条第2項中「基づき」の次に「水道事業及び工業用水道事業の管理者の権限を行う町長（以下、「管理者」という。）に属する事務を処理させるため」を加えます。

次に、第7条第2項中、「（以下「書類」という。）」を削り、また、「同日に」を「前事業年度の決算状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の」に。また同項第2号中「経営」を「経理」に改め、同条第3項中「同項の」の次に「業務の状況を説明する」を加えます。また第8条を削ります。

別表中、「区域の全部……」の中で、「新町」の次に「馬田」を加え、「区域の一部……」の中の「馬田」を削ります。

なおこの条例は平成24年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第10号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 次、議案第11号、平成23年度福崎町一般会計補正予算（第4号）について、本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

企画財政課長 議案第11号、平成23年度福崎町一般会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

補正の内容といたしましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億8,820万円を減額して、補正後の予算総額を74億9,370万円とするものです。歳入歳出予算の内訳につきましては、第1表にお示ししております。

す。また、補正後の予算の一部につきまして、翌年度に繰り越して使用するため繰越明許費を設定いたします。

まず、歳入歳出予算補正の概要につきまして、第1表でご説明申し上げますので、議案の3ページ・4ページをお開きください。

減額の大きな要因といたしましては、民生費の児童福祉費では、田原幼稚園建設費が入札により落札減が生じたことから1億1,598万円減額。農林水産業費の農業費では、倉谷下池整備事業が本体工事を翌年度施工としたため、2,677万円減額。土木費の道路橋梁費では、馬田山崎線、高橋山崎線が社会資本整備総合交付金事業として採択されなかったことなどから、道路新設改良費で8,200万円減額。災害復旧費の農林水産業施設災害復旧費では、市川の河川区域内にある新町大井堰など、農業用施設の復旧工事を翌年度施工としたことなどから8,074万円減額をいたします。

一方、1ページ・2ページの歳入におきましては、先ほどの歳出の減額などに伴いましてそれぞれの財源を構成するとともに、町税は固定資産税や町たばこ税が当初見込みを上回り、町税全体で5,470万円を追加。また前年度繰越金の残額5,952万7,000円を追加計上いたしました。この結果生じる剰余見込み額につきまして、歳出の公債費において民間からの借入金5,539万3,000円を繰上償還するとともに、総務費で財政調整基金に4,420万円を積み立てる補正予算としております。

それでは、事項別の明細書によりまして、ご説明を申し上げます。まず、歳出の41・42ページをお開きください。

なお、3月補正につきましては実績、並びに実績見込みによる減額補正が主な要因でございますので、そういった項目につきましては説明を省略させていただきますので、ご了承ください。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

企画財政課長 以上が、歳入歳出予算の補正内容でございます。

次が議案の第2条、繰越明許費でございますが、議案5ページ、第2表をお開きください。

事項別明細書でもご説明申し上げましたが、道路橋梁費で中島井ノ口線4,600万円、農地農業用施設災害復旧費で農地農業用施設180万円を翌年度に繰り越しいたします。

以上が議案第11号の内容でございます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

議 長 次、議案第12号、平成23年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第13号、平成23年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、及び議案第14号、平成23年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、各案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

健康福祉課長 議案第12号、平成23年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,051万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億2,220万円とするものです。議案第12号説明資料1ページから6ページに関係資料をお示ししておりますので、ご参照ください。

資料4ページをごらんください。

保険給付費月別状況です。歳出の大部分を占める療養給付費は、3月から11

月までは実績、12月から2月は推計し、実績見込みにより補正するものです。一般と退職に分けていますのは、それぞれの療養給付費に対して歳入の財源構成が異なるため分けています。

左欄の全被保険者数は4月4,794人、1月では4,717人と、77人減少しています。一般分は、1月4,158人で27人減少。退職分は559人で50人減少しています。本年度は400万円を超える高額な療養は少ないものの、80万円以上の高額療養の件数は前年度と同様に多くなっています。

療養給付費の見込みは、一般では決算見込み10億2,800万円で、600万円の増額。退職分では1億4,100万円の見込みで720万円の増額。高額療養費では一般1億2,000万円で800万円の増額。退職分は1,860万円の見込みで360万円の増額を見込んでいます。

資料2ページをごらんください。

歳出の勘定表です。保険給付費は合計2,480万円の増額。後期高齢者支援金等から公債費までの各項目は実績及び見込みにより補正するもので、共同事業拠出金は高額療養費に係る拠出金で、兵庫県全体の高額医療費が減少したため確定により1,229万5,000円を減額します。

その他支出金では、税外還付金の実績見込みにより増額。過年度国庫負担金の返還金の確定により補正するものです。

資料1ページをごらんください。

歳入では、保険税は経済の低迷により所得は減少しているものの、当初予算と比較して現年度分は退職分の調定額増により増額で、過年度分を含め合計410万円の増額を見込んでいます。国庫支出金から県支出金までは、実績見込み及び確定した交付額により、それぞれ補正します。

繰入金のその他一般会計分は1,728万7,000円の増額で、今年度、法定外繰入金を見直し、増額しています。

資料5ページをごらんください。

一般会計法定外繰入金の見直しについては、国保は低所得者・高齢者が多いなど構造的な問題を抱えており、税率を大幅に改正することは被保険者の生活を圧迫し、滞納者を増加させ、ひいては国保会計の健全な継続を揺るがすこととなります。よって、歳入不足分を税額だけに求めることなく、一般会計から繰出金の増額で補てんすることとし、23年度最終予算案で、福祉医療波及分として国庫負担金減額となる繰入金を、過年度精算を含め算定額の見直しにより796万円の増額と、新規に、保険税課税算定額100万円以下の低所得者2,504人分の軽減補てん分として907万3,000円の増額。特定健診費として国・県負担金と同様に3分の1補助166万4,000円を繰り入れ、合計1,869万7,000円の増額を見込んでいます。

議案書に戻っていただきまして、事項別明細書でご説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

健康福祉課長 以上で説明を終わります。

続きまして、議案第13号、平成23年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,162万円を減額し、歳入歳出の総額を1億9,808万円とするものです。

補正の内容は、保険料調定額の実績見込みによる減額、保険基盤安定負担金の確定による減額、前年度出納整理期間に徴収した保険料の繰越金による増額、及び事務経費等の実績見込みによる補正するものです。

議案第13号資料に關係資料をお示ししていますので、ご参照ください。第1表につきましては事項別明細書でご説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

健康福祉課長 以上で説明を終わります。

続きまして、議案第14号、平成23年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ86万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を12億5,730万円とするものです。

議案第14号説明資料1ページから5ページに關係資料をお示ししていますので、ご参照ください。

資料3ページをごらんください。

65歳以上の人口推移は4月4,534人、12月では4,598人で64人の増となり、高齢化率は23.4%です。

要介護認定者は4月792人、12月811人で、19人の増となり、要介護1から3までの認定者が38人増加し、中程度の認定者が大きく伸びています。

サービス利用者は、居宅サービス利用者は12月487人、施設入所者は130人、グループホーム利用者は29人で、サービス利用合計は646人。前年度の12月と比較しますと37人増加しております。

資料4ページをごらんください。

23年度の給付費の月別状況です。決算見込み額は4月審査分から1月までは実績、2月・3月審査分は推計し、給付費総額は11億5,600万円を見込んでおります。

資料5ページをごらんください。

23年度決算見込みは「B」の欄で、介護サービス別ではデイサービスやホームヘルパーの居宅介護サービス給付費の利用が伸び、4億4,301万8,000円を見込んで、4,515万8,000円の増額となります。また、地域密着型介護サービス給付費は施設が1カ所開設したため、対前年度実績比138.5%で1億3,408万円を見込み、238万円の増額となります。一方、施設介護サービス給付費は4億932万円の見込みとなり、対前年度実績比99.3%と減少し、入所待機者はありますが、利用は伸びていない状況です。

下の欄の介護予防サービス等諸費は小計で5,730万円を見込み、対前年度実績比では112.5%と伸びていますが、当初予算との差は466万円の減額となる見込みで、給付費総計は11億5,600万円で1,500万円の増額補正となり、対前年度実績比109.8%と大きく伸びる見込みです。

それでは議案書の事項別明細書でご説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

健康福祉課長 以上で説明を終わります。

議案第12号から第14号までの3議案とも、ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

議長 それでは、しばらく休憩をいたします。

再開は午後1時といたします。

◇

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

◇

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次、議案第15号、平成23年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、及び議案第16号、平成23年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、両案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

下水道課長 議案第15号、及び議案第16号の2議案について、続けて説明申し上げます。

初めに、議案第15号、平成23年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、説明させていただきます。

この補正は事業実施による精算見込みの補正で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ470万円を減額して、補正後の歳入歳出予算の総額を2億5,060万円とするものです。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書により説明申し上げます。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

下水道課長 以上、議案第15号の説明とさせていただきます。

次に、議案第16号、平成23年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、説明申し上げます。

この補正は、主に下水道事業費の実績に伴う精算見込みによるもので、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億5,047万円を減額して、補正後の歳入歳出予算の総額を14億9,700万8,000円とするものです。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明申し上げます。

第2表、繰越明許費につきましては、下水道事業費の公共下水道事業で1億6,240万円をお願いするものです。内訳としましては、西治地区下水道管移設工事（その1）で約1,800万円、西治地区下水道管移設工事（その2）で約960万円、中島井ノ口線道路改良工事（その11）で約800万円、川すそ雨水幹線渠工事（その5）で約1,900万円、マンホールポンプ場機械電気設備工事（その9）で約380万円、川端雨水幹線詳細設計業務で約400万円、未契約工事で約1億円としております。

議案第16号資料にこれらの箇所図を示しておりますので、合わせてご参照ください。

それでは、事項別明細書によりまして、説明申し上げます。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

下水道課長 以上で、議案第16号の説明とさせていただきます。

議案第15号、第16号ともに、よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

議長 次、議案第17号、平成23年度福崎町水道事業会計補正予算（第2号）について、及び議案第18号、平成23年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第2号）について、両案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

水道課長 まず議案第17号、平成23年度福崎町水道事業会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

この補正は、事業の実績見込みによる補正をお願いするもので、第2条では、予算第3条の収益的収入を855万9,000円減額し、3億5,606万5,000円に、また収益的支出を1,393万円減額し、3億2,007万2,000円に。第3条では、予算第4条本文括弧書中「不足する額1億98万2,000円は過年度分損益勘定留保資金6,667万9,000円、減債積立金3,000万円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額430万3,0

00円」に改め、資本的収入を5,148万7,000円減額し、1億1,496万円に、また資本的支出を9,730万6,000円減額し、2億1,594万2,000円にしようとするものです。

内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をさせていただきます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

水道課長 議案第17号資料に補正予算(第2号)案を添付しておりますので、また後ほどごらんいただきますようお願いいたします。

以上、議案第17号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第18号、平成23年度福崎町工業用水道事業会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

この補正も事業の実績見込みにより補正をお願いするもので、第2条では、予算第3条の収益的収入を26万円増額し2,315万5,000円に、また収益的支出を26万円増額し2,263万8,000円にしようとするものです。

内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をさせていただきます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

水道課長 議案第18号資料に補正予算(第2号)案を添付しておりますので、あわせてごらんください。

以上で、議案第18号の説明とさせていただきます。両議案とも、よろしくご審議を賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長 次、議案第19号、平成24年度福崎町一般会計予算について、本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

企画財政課長 議案第19号、平成24年度一般会計予算についてご説明申し上げます。

予算関係の資料といたしましては、一番上に予算編成の概要を取りまとめた20ページまでの資料。その次に第19号から第26号までの議案書を添付しております。事項別明細書は別冊として、一般会計から工業用水道事業会計までの8会計を取りまとめております。また、詳細資料につきましては議案ごとに別とじをしておりますので、それぞれ審議の参考としてください。

それでは一般会計、議案第19号をお開きください。

議案条項順にご説明を申し上げます。

第1条は歳入歳出予算であります。総額を69億9,200万円として、款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表で、1ページ・2ページの歳入、3ページ・4ページの歳出のとおりとしております。

まず、予算の概要説明をさせていただきますので、一番前に添付しております「予算編成の概要」をお開きください。1ページの中ほどからでございます。

一般会計の予算総額は69億9,200万円で、前年度比5億7,100万円の減としております。減額要因といたしましては、田原幼稚園の整備完了や子ども手当が制度見直しによって減額となったことが大きなものでございます。

歳入につきましては、概要の5ページをお開きください。

一般会計歳入内訳であります。1款、町税は前年度比2,280万円減の30億7,150万円を計上しております。個人町民税は、年少扶養控除の廃止など税制改正の影響により増収が見込まれるものの、固定資産税は家屋の評価替による経年減価の影響により大きく減収する見込みです。

10款の地方交付税では、特別交付税の交付税総額に対する割合の見直しが先送りされたことなどから増額を見込みまして、総額では3,000万円増の10

億4,000万円を計上しております。

14款、国庫支出金は、子ども手当の制度見直しや幹線道路の整備完了に伴う減少があり、1億7,722万9,000円減の4億5,137万7,000円を見込んでおります。

また21款、町債は田原幼稚園の整備が完了したことなどから3億7,370万円減の6億3,720万円を見込んでおります。

5ページの最下段では、1款から11款と臨時財政対策債を合わせた一般財源総額を記載しております。ほぼ前年度と同額の49億1,180万円を見込んでおりますが、歳入歳出見積もりの結果、一般財源が不足する額4,300万円につきましては、財政調整基金から繰り入れて予算編成をしております。

歳出の概要につきましては、町長の所信表明並びに各課重点項目のとおりでございます。

それから、概要の13ページからは総合計画の施策ごとに主要事業を取りまとめております。本日の説明につきましては、事項別明細書に沿って、これらの主な事業についても説明をさせていただきます。

それから、各目の説明に入ります前に、職員給につきまして総括的にご説明を申し上げますので、議案第19号資料の1ページをお開き願います。

この資料では一般会計の目ごとと特別会計ごとの配置職員数、それぞれの増減理由と総人件費をお示ししております。

1行目の、一般会計に属する職員数は、一般職133人と嘱託・臨時職76人の合計209人。下から2行目、全会計では、一般職158人、嘱託・臨時職79人の合計237人でございます。前年度と比較して7人の増となります。

個々の増減要因では、育休の取得、また育休からの復帰とその代替である臨時職員の増減もございませうけれども、総体的に7人が増となった要因といたしましては、保育所入所園児の増加に対応するための保育士で3人、中播衛生施設事務組合への職員派遣に伴い1人、2カ所の子育て学習センターへ嘱託職員を配置することにより2人、兵庫県へ研修派遣する職員の代替配置により1人が増となるものでございます。

人件費総額では、前年度と比較しまして925万3,000円の増となりますが、職員総数が増加した要因もありまして、給料と手当で1,480万3,000円の増、退職手当組合負担金は、特別負担分が減少したことから852万3,000円の減、職員共済費等で297万3,000円の増という内訳となります。なお、一般職に係る給与費明細書につきましては、303ページから306ページに添付しておりますので、審議の参考としてください。

それでは歳出の目ごとにご説明を申し上げますので、事項別明細書の91・92ページをお開きください。

なお、説明が限られた時間内でございますので、各目の予算額や目の概要説明は省略をさせていただきます。また、説明の内容では町長から申し上げました各課重点事項と重複する部分もございませうが、ご了承をお願いいたします。

それから本年度、財務会計システムの入替えをしております。事項別明細書の様式を若干変更しております。92ページで申し上げますと、前年度までは節金額の右側に備考欄を設けてまして細節を表示しておりましたが、本年度からは各節の説明欄で1行目に細節を表示しまして、2行目以降に一文字ずらして説明名称を表示しておりますので、ご留意を願います。

それでは議会費から順次、説明を申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

企画財政課長 以上で歳出の説明を終わりました、歳入の説明をさせて……。  
議 長 説明の途中ではありますが、しばらく休憩をいたします。  
再開は2時20分といたします。

◇

休憩 午後1時58分  
再開 午後2時20分

◇

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
企画財政課長 それでは、続きまして歳入の説明をさせていただきます。  
事項別明細書3ページ、町税からでございます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

企画財政課長 歳入歳出についての説明は以上でございます。  
一般会計の議案書にお戻りください。  
議案の第2条につきましては、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債について、第2表に計上しております。  
第2表につきましては、議案書の5ページ・6ページでございます。  
内容につきましては、歳入の地方債でご説明申し上げました額を、それぞれの目的ごとに限度額として計上しております。また起債の方法、利率、償還の方法はそれぞれに記載しているとおりでございます。  
次に、議案の第3条でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金でございます。一時借入金の最高額は15億円とさせていただきます。  
第4条は、歳入歳出予算の流用でございます。第1表に定めました各項の予算について、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、流用できる場合として、各項に計上した給料、職員手当、共済費に係る予算額に過不足が生じた場合、同一款内においてこれらの経費を流用できることと定めさせていただくものでございます。

以上、議案第19号、平成24年度一般会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願いをいたします。

議 長 次、議案第20号、平成24年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について、議案第21号、平成24年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について、及び議案第22号、平成24年度福崎町介護保険事業特別会計予算について、各案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

健康福祉課長 議案第20号、平成24年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億100万円とするものです。また、第2条につきましては一時借入金の最高額を8,000万円と定めるものです。

議案20号説明資料1ページから12ページに予算関係資料をお示ししていますので、ご参照ください。

国民健康保険の財政運営は、急速な保険者の高齢化や医療の高度化等による医療費の増大、また離職者や低所得者が多いという制度の構造的な問題に加え、最近の経済情勢からも非常に厳しい状況下にあります。

資料2ページの「平成24年度主な改正点」をごらんください。

改正点は、前期高齢者の自己負担割合「1割」が平成25年3月末まで延長となります。

外来療養に係る高額療養費の支払いを現物給付化することとし、4月から外来診療に限度額認定証を適用します。

診療報酬は本体と薬価改定で、全体の改定率は0.004%の増となります。

公費負担割合が変更され、県調整交付金を7%から9%に引き上げ、国庫定率負担を34%から32%に引き下げられます。

保険税は財政調整基金がなくなり、保険給付費の伸び等に対応するため、税率改正を行います。お示ししています仮税率は、保険料必要額を現時点の所得で試算し、当初予算に積算した税率です。5月の所得確定時に本算定を再度行い、条例改正は税額本算定時点において議案を提案いたします。

6番の、一般会計からの法定外繰入金は、23年度の見直しを継続して福祉医療波及分、低所得者の保険税不足分及び特定健診負担金の3分の1を繰り入れます。

資料9ページをごらんください。現行税率と改正税率の比較表です。

医療費分の比較ですが、左の仮税率の税額は一般・退職合わせて2億7,440万円の見込みで、現行税率との比較は2,050万円の増収となります。右欄の下の「1世帯当たり調定額」の増額は、医療・後期・介護分の合計で1万6,621円。9.9%の増額です。1人当たり調定額は9,186円。9.4%の増額となります。

資料12ページをごらんください。平成12年度からの国保税率の推移表です。

右欄の「1人あたりの医療費」と「1人あたりの調定額」の推移は、医療費は年々大きく増加していますが、調定額は余り増加していません。一番下の24年度では、医療費は25万607円で、12年度と比較し35.7%増、調定額は10万6,740円で34.4%増となり、当初予算の仮税率は医療費の増加に比例した改正税率となっております。

平成24年度予算の編成につきましては、制度改正や税制・税率改定を勘案し、被保険者数4,800人で見込み、医療費は過去における給付状況、対前年度伸び率等を根拠として積算しました。

第1表の歳入歳出予算につきましては、予算書事項別明細書でご説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

健康福祉課長 以上で説明を終わります。

続きまして、議案第21号、平成24年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億2,080万円と定めるものです。

議案第21号説明資料1ページから3ページに関係資料をお示ししていますので、ご参照ください。

この特別会計の収入は、兵庫県広域連合が賦課する保険料と、保険料軽減分を県と町で公費負担する保険基盤安定負担金及び、一般会計から職員給与費と事務費の繰入金です。

歳出は一般管理費の職員給与費と保険料徴収事務費及び保険基盤安定負担金と保険料を合わせて広域連合に納付するものです。

資料2ページをごらんください。75歳以上が加入する後期高齢者医療の保険料率の改定です。保険料率は一部の地域を除き、兵庫県内は原則均一で、診療報酬の改定と合わせて2年に1度改定されます。

平成24・25年度の保険料率は、均等割額が4万3,924円から4万6,003円に。2,079円の改定増となり、所得割額は8.23%から9.14

%に。0.91ポイントの改定増となります。また賦課限度額は50万円から55万円に引き上げられます。1人当たり平均保険料額では7万717円から7万5,027円に。4,310円、6.09%増額となります。

広域連合では2年間平均で1人当たり給付費を93万6,274円見込み、被保険者数は兵庫県全体で65万9,459人として保険料を算定しています。保険料軽減には剰余金と財政安定化基金、合計約99億円を繰り入れしています。右欄は算定方法で、基礎年金79万円では、均等割9割軽減で年額4,600円となり、208円の増額。厚生年金211万円の受給者では、所得割5割軽減で年額7万2,509円となり、4,718円の増額となります。24年度以降も国の保険料特例対策軽減が継続され、均等割額・所得割額の軽減は継続されます。

第1表の歳入歳出予算につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

健康福祉課長 以上で説明を終わります。

続きまして、議案第22号、平成24年度福崎町介護保険事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ13億3,500万円と定めるものです。

議案第22号説明資料、1ページから3ページに関係資料をお示ししていますので、ご参照ください。

資料1ページをごらんください。

平成24年度は、第5期事業計画の初年度になります。第5期では、第4期に引き続き介護予防の推進、地域密着型サービス等の提供体制の充実を図り、安心して安定したサービスが利用できるよう努めていきます。

第5期の主な改正点は、保険料改定による基準月額保険料は3,600円から4,800円に改定します。介護報酬は平均1.2%増に改定されます。65歳以上の1号被保険者の給付費負担率が20%から21%へと1%増加し、40歳から64歳までの2号被保険者は負担率が29%となります。保険料段階は第3段階と第6段階を細分化し、7段階とします。

給付関係では、介護療養病床の廃止が6年間延長されます。

地域密着型サービスの整備の充実を図ります。また、新しいサービスでは日中・夜間を通じて訪問介護や訪問看護が密接に連携しながら随時の対応を行う、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や、複数のサービスを組み合わせた「複合型サービス」が創設されます。

平成24年度の予算はこれらの改正点を踏まえ、被保険者数4,693人、要介護認定者数は861人を見込み、サービス給付費は12億1,380万円。対前年度当初予算比106.3%を計上しています。

地域支援事業費は、介護予防をさらに推進するため、基本チェックリストを実施し、複合型介護予防教室や、新規事業として転倒予防教室の開催、認知症対策として、本人や家族からの相談に応じる「物忘れ相談」を開催し、予防教室へつなげていきます。

地域支援事業費は給付費の3%と保健師人件費を合わせて4,107万6,000円を計上しています。

第1表、歳入歳出予算は、事項別明細書により説明いたします。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

健康福祉課長 以上で、議案第20号から第22号までの説明を終わります。

3議案ともご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 次、議案第23号、平成24年度福崎町農業集落排水事業特別会計予算について、及び議案第24号、平成24年度福崎町公共下水道事業特別会計予算について、両案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

下水道課長 議案第23号、平成24年度福崎町農業集落排水事業特別会計予算について、説明申し上げます。

農業集落排水事業の接続率は徐々にですがふえており、管理運営も安定して推移しております。

平成24年度の予算総額は歳入歳出をそれぞれ2億5,440万円とするものです。

第1表、歳入歳出予算は、後ほど事項別明細書によりご説明申し上げます。

第2条、一時借入金については最高限度額を1億5,000万円と定めるものです。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

下水道課長 議案第23号資料に、農業集落排水処理施設の概要をお示ししていますので、後ほどご参照ください。

以上で議案第23号の説明を終わります。

続きまして、議案第24号、平成24年度福崎町公共下水道事業特別会計予算について、説明申し上げます。

公共下水道事業は、福崎浄化センターの第1期工事の完成から8年目を迎え、現在、水処理施設1から4系列で、日最大能力8,400立方メートルの施設として、順調な運転を続けております。

また、汚泥処理量が増加してくることから、汚泥処理施設第2系列の工事を進めており、平成24年度中に完成する予定としております。

面整備事業は、西光寺地区の整備を引き続き進め、平成24年度内の供用開始を目指すとともに、整備の終わった八反田東地区、西光寺地区及び播但道南ランプから東側の町道東大貫溝口線部分の舗装本復旧を進めます。

福崎工業団地、企業団地の整備に向け、詳細設計業務に着手する予定としています。

一方、雨水事業については、工事中の川すそ雨水幹線の工事を引き続き進めるとともに、本年度、川端雨水幹線工事に着手します。また、川すそ雨水幹線上流部の整備に向けて、測量設計等の準備を進める予定としています。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億4,610万円とするもので、第1表、歳入歳出予算は後ほど事項別明細書により説明申し上げます。

第2条、地方債につきましては3ページの第2表をごらんください。

地方債は公共下水道事業で、限度額を4億9,060万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりでございます。

第3条にあります一時借入金については、借入れの最高限度額を8億円と定めるものです。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

下水道課長 以上で、議案第24号の説明を終わります。

議案第23号、第24号ともに、よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

議 長 次、議案第25号、平成24年度福崎町水道事業会計予算について、及び議案第26号、平成24年度福崎町工業用水道事業会計予算について、両案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

水道課長 両議案についてご説明申し上げます。初めに、議案第25号、平成24年度福

崎町水道事業会計予算についてご説明いたします。

第2条、業務の予定量につきましては、(1)給水戸数7,500戸(2)年間給水量249万6,000立方メートル(3)1日平均給水量6,840立方メートルです。(4)主な建設改良事業は、下水道事業に伴う配水管移設事業であります。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、収入の水道事業収益が3億5,112万4,000円で前年度比3.7%の減。支出の水道事業費用が3億4,135万1,000円で前年度比1.1%の増であります。

第4条、資本的収入及び支出の、収入が不足する額1億4,969万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額653万5,000円と、過年度分損益勘定留保資金1億4,316万3,000円で補てんするものとしします。

次のページをごらんください。

資本的収入及び支出の予定額は、収入の資本的収入が1億4,775万1,000円で、対前年度比11.2%の減。資本的支出が2億9,744万9,000円で、前年度比5.0%の減となっています。

第5条、一時借入金の限度額は1億円と定めます。

第6条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができるのは、(1)営業費用と営業外費用(2)建設改良費と企業債償還金とします。

第7条、次に掲げる経費について流用する場合は、議会の議決を得なければなりません。(1)職員給与費5,032万5,000円。

第8条、企業債償還のため、一般会計から補助を受ける金額は115万3,000円であります。

第9条、たな卸資産の購入限度額は1,500万円とします。

それでは、事項別明細書により説明をいたします。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

水道課長 以上で、議案第25号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第26号、平成24年度福崎町工業用水道事業会計予算についてご説明させていただきます。

第2条、業務の予定量は(1)給水事業所数29事業所(2)年間給水量53万6,400立方メートル(3)1日平均給水量1,470立方メートルです。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、収入の、工業用水道事業収益が2,255万7,000円で、対前年度比1.5%の減。支出の、工業用水道事業費用が2,160万円で、対前年度比11.0%の減であります。

第4条、一時借入金の限度額は100万円と定めます。

第5条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができるのは(1)営業費用と営業外費用とします。

第6条、次に掲げる経費について流用する場合は、議会の議決を得なければなりません。(1)職員給与費880万6,000円。

それでは、事項別明細により説明をいたします。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

水道課長 以上で、議案第26号の説明を終わらせていただきます。

両議案ともよろしくご審議を賜り、ご賛同をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長 次、議案第27号、福崎町道路線の廃止及び認定について、本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

まちづくり課長 議案第27号、福崎町道路線の廃止及び認定について、ご説明申し上げます。  
当議案は、道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定により、福崎町道路線を別紙のとおり廃止及び認定することについて議会の議決を求めるものです。  
別紙をごらんください。

廃止する路線の種類及び路線名は、1級西治長野線枝線、4級765号線及び4級766号線です。

認定する路線の種類及び路線名は、2級2351号線、4級765号線、4級766号線及び4級916号線です。

主な理由は、西治地区ほ場整備事業工事の進展による事業区域内の町道3路線の廃止・認定と、福崎高校北側に位置する、都市計画法以前に開発、分譲された住宅地内道路1路線の認定でございます。

議案第27号説明資料1ページから3ページで位置等を示しております。廃止する3路線につきましては、資料1ページをごらんください。

廃止する路線の1点目、町道西治長野線枝線につきましては、起点は西治字東新田26番1地先から、終点は西治字田中1299番5地先まで。延長は791.06メートル、幅員は5.4メートルから7.9メートルです。

2点目の町道765号線につきましては、起点は西治字下代ノ下モ686番1地先から、終点は西治字下河原151番地先まで。延長は217.38メートル、幅員は2メートルから4.8メートルです。

3点目の町道766号線につきましては、起点は西治字茶ノ木筋200番1地先から、終点は西治字下河原162番1地先まで。延長は263.32メートル、幅員は2.8メートルから4.2メートルです。

次に、認定する路線につきましては、資料2ページをごらんください。

認定する路線の1点目、町道2351号線につきましては、町道西治長野線枝線を一たん廃止し、町道高橋山崎線との重複区間と、ほ場整備事業で町道の機能を失う区間を除き、町道2351号線として再認定するものです。再認定区間は町道168号線との交差点から北側、現、西谷川付近までの延長129.5メートルの間です。

2点目の町道765号線につきましては、一たん廃止し、ほ場整備事業で町道の機能を失う区間を除き、再認定するものです。再認定区間はJR播但線赤坂踏切東側から南進した、延長59.5メートルの間です。

3点目の町道766号線につきましては、一たん廃止し、ほ場整備事業で町道の機能を失う区間を除き、再認定するものです。再認定区間は西治公民館西側の町道168号線との交差点から南進した、延長169メートルの間です。

認定する町道2351号線、町道765号線及び町道766号線の起点・終点の所在地番・延長及び幅員は表示のとおりでございます。

続きまして、資料3ページをごらんください。

4点目の町道916号線の認定についてですが、経緯から申し上げますと、この道路は昭和40年代初頭に都市計画法以前の開発で分譲された開発区域内道路であります。町道認定もされておらず、これまで道路の底地の所有権が個人の共有名義となっておりました。地元区から道路認定について強い要望を受け、道路の底地処理から着手し、関係土地のすべての地権者から町が所有権の寄附を受けることができました。このことにより道路認定の準備が整いましたので、今般、認定しようとするものであります。起点は福田字ヲキ田66番5地先から、終点は福田字ヲキ田63番10地先まで。延長は47.2メートル、幅員は3.9メートルから5.9メートルです。

以上、議案第27号の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長 暫時休憩をいたします。

再開は3時45分といたします。

◇

休憩 午後3時30分

再開 午後3時45分

◇

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次、議案第28号、福崎町営土地改良事業の計画変更について、及び議案第29号、字区域の変更について、両案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

産 業 課 長 議案第28号、福崎町営土地改良事業の計画変更について、ご説明を申し上げます。

土地改良事業の田口地区ほ場整備事業におきまして、計画変更を行いたいので土地改良法第96条の3第1項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

先に、議案第28号資料の計画概要図をごらんいただきたいと思います。

場所は近畿医療福祉大学の北側。市川町との境付近でございます。

変更内容につきましては、このたび斜線部分の「㊦3」と「㊦4」において、現状が道路用地となっていることから、関係者から申し入れがあり、斜線でお示ししている箇所を事業区域内に入れ、2.9ヘクタールから0.1ヘクタール増加し、地区面積を3.0ヘクタールに変更するものでございます。また、㊦3と㊦4の土地を道路用地として非農用地に換地するものでございます。

議案書に戻っていただきまして、別紙に変更計画の概要書をお示ししていますので、ごらんいただきたいと思います。

変更の箇所を変更前、変更後でお示ししておりますが、1ページの「1. 土地改良事業の目的」の「(2) 地積」の表中、「区画整理」で、面積を3.0ヘクタールに変更。3ページの上段、「3) 非農用地の換地方法」の表中、面積を1,071平方メートル増加し、1,096平方メートルに変更するものでございます。

以上で、議案第28号の説明を終わります。

続きまして、議案第29号について、ご説明を申し上げます。

議案第29号、字区域の変更につきましては、議案第28号と同じ土地改良事業の田口地区ほ場整備事業に伴い字の区域を一部変更するもので、現在、字が違うことにより換地がしにくいに行いたいのので、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

変更内容は、別紙の変更調書のとおりでございます。

議案第29号資料をごらんください。

字区域変更図をお示ししております。字区域の変更箇所につきましては、色つきでお示しをしている箇所でございます。北側では字塩田西山から梨ノ木へ、南側では字貝谷から梨ノ木へ変更しようとするものでございます。

以上、ご審議を賜り、両議案とも賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 次、議案第30号、福崎町公共下水道福崎浄化センター（水処理施設）の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定について、及び議案第31号、

福崎町公共下水道田原汚水中継ポンプ場の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定について、両案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

下水道課長 議案第30号、福崎町公共下水道福崎浄化センター（水処理施設）の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定について、説明申し上げます。

この議案は、福崎町公共下水道福崎浄化センター（水処理施設）の第3期工事となる水処理施設3系列、4系列の機械設備及び電気設備工事について、事業が完了する見込みとなりましたので、平成22年3月23日付で日本下水道事業団との間で締結した、建設工事委託に関する基本協定を変更するため、規定により議会の議決を求めるものです。

既定の契約金額から3億3,145万円を減額して、変更後の契約金額を8億3,855万円とするものです。変更の主な理由は、入札による減によるものです。なお、契約の相手方につきましても、理事長が曾小川久貴から谷戸善彦に変わっております。

議案第30号資料の1ページに変更の協定書（案）を、2ページ・3ページに当初の協定書をお示ししております。

4ページには、浄化センターの施設配置図をお示ししており、網掛け部分が今回、協定の第3期工事範囲となった水処理関係施設です。合わせてご参照ください。

続きまして、議案第31号、福崎町公共下水道田原汚水中継ポンプ場の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定について、説明申し上げます。

この議案は、福崎町公共下水道田原汚水中継ポンプ場の建設工事について、事業が完了する見込みとなりましたので、平成21年3月24日付で日本下水道事業団との間で締結した、建設工事委託に関する基本協定を変更するため、規定により議会の議決を求めるものです。

既定の契約金額から1億9,808万円を減額して、変更後の契約金額を3億7,992万円とするものです。変更の理由の主なものは、入札による減によるものです。なお、契約の相手方につきましても、理事長が澤井英一から谷戸善彦に変わっております。

議案第31号資料の1ページに変更の協定（案）を、2ページ・3ページに当初の協定書をお示ししております。

4ページには田原汚水中継ポンプ場の施設配置図を示しております。合わせてご参照ください。

以上で議案第30号、及び第31号の説明を終わります。2議案ともよろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

議長 以上で、本定例会1日目の日程は、すべて終了いたしました。

本日はこれにて散会することといたします。ご苦労さまでございました。

散会 午後3時54分

議長 なお引き続いて、議員の方には全員協議会を4時から第1委員会室で開きますので、ご参集よろしくお願いたします。